

# 民商だより



川越・東松山民主商工会 2020年10月28日 NO.36

川越市小仙波町 3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

民商の新ホームページ <http://www.kawagoehigasimatuyama.org/>

## 30万給付金は課税対象 早めの自主計算で節税対策を 利益になったら約3割は税金に 「給付金に税金かけるな」の声を広げよう

今年もあと2カ月と少し。来年の申告のための書類整理などを始める時期となりました。今回のコロナ支援金・給付金などは、現在課税対象となっていますので、来年の確定申告での計算が必要です。

コロナの影響で売上が50%減少となったことによる持続化給付金ですが、特に厳しい飲食店など以外の会員さんにおいて、「一時的には減少したが、例年通りにはならないが売上は戻ってきている」方も見受けられます。

来年3月の確定申告では、これら給付金が「雑収入」とされるため、①個人事業税（所得190万円以上の金額に対する所得の約5%）、②国保税（所得金額の約14%）、③住民税（控除後金額の約10%）、④申告所得税（控除後金額の約5%～）などに反映されます。消費税に関しては、非課税収入扱いなので、課税対象にはなりません。

### 早めの自主記帳・自主計算で、年内間に合う節税対策を進めよう

課税となるのは、持続化給付金、市や町の業者支援金、埼玉県1・2弾休業支援金、家賃支援給付金、埼玉県家賃支援金、各種事業支援のための補助金・助成金などです。

国保や介護保険・後期高齢者医療制度の減免を受けた方は、来年の申告時に社会保険料控除が減り、増税になる可能性もあります。

すでに節税対策を準備する会員の相談も増えています。いくつか紹介します。

- ①セーフティー共済を活用。共済に積み立てることで、積立金が経費として認められます。
- ②修繕費に充てる。レベルアップの修繕は減価償却になりますが、元に戻す原状回復修繕費は一括経費になります。
- ③年金の前払い制度を活用。前払いで払った年金は、単年・複数年での控除が選択できます。
- ④青色申告の300万円までの一括償却を活用。通常は10万円を超える経費は減価償却が必要ですが、30万円以下で合計300万円までを1年で経費に入れられます。

特にセーフティー共済などは、新規加入に時間がかかります。どれくらいの納税額になるのか。早めの自主計算で、節税対策を勧めましょう。

### 「見舞金的性質のコロナ給付金は非課税対象に」の声を上げよう

みんなが受け取れた1人10万円の特別定額給付金は、非課税となっていますので申告する必要がありません。国税庁も、「見舞金を受け取った場合、社会通念上相当と認められるものについては、贈与税、所得税の課税対象にはなりません」との記載があります。

業者に対するコロナ給付金も、憲法の生存権を保障するための見舞金です。国や自治体に対して、コロナで苦しむ業者に負担を押し付けるのをやめろの声を上げていきましょう。



## 令和2年度の年末調整 控除と作成資料などが大きく変わります

従業員を雇っている会社には、税務署から年末調整の封筒が届いていると思います。平成30年の税制改正を受け、今年から年末調整が大きく変更となっています。

### ①基礎控除が38万→48万へ引き上げ

給与所得者だけでなく、確定申告の自営業者も基礎控除の10万円引き上げとなります。基礎控除は、所得2,400万円を超えた場合に控除額が減額されます。

### ②給与所得控除が一律10万円引き下げと、「所得金額調整控除」

年末調整の計算をする時に、昨年までと「給与所得控除後の給与等の金額」が変わります。年間の支払金額が850万円以下の方は、基礎控除の引き上げと相殺で、最終的な計算の税額は変化しません。

年間支払額850万円を超える方で、①本人が特別障害、②23歳未満の扶養親族がいる、③特別障害の配偶者・扶養家族がいる、この場合には、所得金額調整控除を計算します。

### ③「ひとり親控除」の新設

未婚のひとり親など、いままで寡婦控除が受けられなかった方に対して新設された控除です。いくつかの条件があります。

### ④「給与所得者の基礎控除申告書」、「所得金額調整控除申告書」

上で説明したように内容確認のため、新たな内容を従業員に書いてもらう必要があります。書類としては、配偶者控除等申告書と一体化しているため、書類数は変わりません。

これらの書類は税務署に提出する必要はありません。会社で保管をします。

### ⑤年末調整（申請と生命保険控除証明書など）の電子化にむけた国税庁の取り組み

国は年末調整の電子化を進めています。QRコード付きの証明書作成や、各従業員と計算担当が入力するための独自システムの配布（国税庁HPより）などがありますが、大企業レベルでなければ必要ないと感じます。

保険会社などからは今まで通りハガキや封筒で控除証明書が届きますが、一部の生命保険会社が、年末調整や申告で使用する「生命保険料等控除証明書」のデータダウンロードサービスを始めています。

従業員から電子データで証明書を受け取った場合は、国税庁のHPでのソフトインストール、もしくは民商で確認が出来ますのでご連絡ください。

### 年末調整の変更点、説明会開催（いつもの作成の相談会とは異なります）

11/10（火） 民商川越事務所 2階 15:00～

11/17（火） 東松山市民文化センター第3会議室 15:00～

※コロナ蔓延防止のため、参加される方は事前にご連絡ください。

11月の日程 自主計算 13:30～16:00 は毎週木曜日。10/29、11/5が川越事務所、11/12が東松山センターにて開催します。事前に予約をください。

●11/2（月）19:00～大東支部役員会 大東市民センター

11/8（日）第12回民商定期総会（民商川越事務所にて）

★コロナ蔓延防止のため、事務所来場の際には事前にご連絡をください。

